

総合事業に関する質問及び回答（平成 28 年 11 月 28 日版）

分類	質問	回答	備考
多様なサービス	介護予防ホームヘルプサービスを行う事業者が「訪問型介護予防事業」を、介護予防デイサービスを行う事業者が「通所型介護予防事業」を実施することは可能か。	現在のところ、当該事業は市が直接に実施することとしております。	
多様なサービス	「訪問型介護予防事業」「通所型介護予防事業」は要支援認定者も利用できるか。	利用できます。	
訪問型サービス	住民主体による訪問型サービスが利用できるようになると、介護予防ホームヘルプサービスは利用できなくなるのか。	利用者の選択とケアマネジメントに基づき、介護予防ホームヘルプサービスか住民主体による訪問型サービスを利用することになります。	
訪問型サービス	住民主体による訪問型サービスは、同居家族がいても利用できるのか。	住民主体による訪問型サービスについても、その費用は介護保険から支給されるため、サービスの適用範囲は介護予防訪問介護（介護予防ホームヘルプサービス）に準ずるものと考えております。	
訪問型サービス	住民主体による訪問型サービスの提供体制は確保されているのか。	住民主体による訪問型サービスの担い手は平成 29 年度に養成することとしております。	
通所型サービス	介護予防デイサービス提供時間について、「1 回あたり何時間」というような制限はあるか。	介護予防通所介護と同様、サービス提供時間の制限は設けません。	
通所型サービス	事業対象者に適用する単位は「通所型サービス 1」と「通所型サービス 2」のどちらを用いればよいのか。	当該事業対象者のケアプランにおいて、週 1 回程度利用することが定められた場合は「通所型サービス 1」を週 2 回程度利用することが定められた	

分類	質問	回答	備考
		<p>場合は「通所型サービス2」を用いてください。 なお、事業対象者の場合は、当該事業対象者の心身の状況の改善（悪化）により月途中で利用回数が減少（増加）した場合でも、月途中で適用する単位を変更する必要はありません。この場合にあっては、翌月のケアプランを変更する必要があります。</p>	
通所型サービス	<p>ケアプランに基づき週2回介護予防デイサービスを利用する予定であった事業対象者の利用実績が週1回であった場合、「通所型サービス1」と「通所型サービス2」のどちらの単位を用いればよいのか。</p>	<p>ケアプランに基づいた単位を用いてください。</p>	
通所型サービス	<p>通所型介護予防事業を3か月間利用した後、継続して利用することはできるか。</p>	<p>3か月間の利用終了後、継続して利用することは可能です。ただし、通所型介護予防事業は週1回3か月間程度の利用（支援）で「日常生活動作の改善」が見込まれるケースを対象者として想定しているため、改善が見られなかった場合は、介護予防デイサービス等の利用を検討することが妥当であると考えます。</p>	
通所型サービス	<p>通所型介護予防事業には送迎サービスはあるのか。</p>	<p>ありません。</p>	

分類	質問	回答	備考
通所型サービス	通所型介護予防事業の開催時期及び場所は。	現在、調整中です。決定次第、ホームページ等にてお知らせします。	
サービスの併用	介護予防デイサービスと介護予防通所リハビリテーションは併用できるか。	介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションが併用できないことと同様に、介護予防デイサービスと介護予防通所リハビリテーションの併用はできません。	
サービスの併用	介護予防ホームヘルプサービスと訪問型介護予防事業は併用できるか。	併用できます。ただし、訪問型介護予防事業は短期集中型のサービスであることを踏まえ、適切なケアマネジメントに基づき利用する必要があります。	
サービスの併用	介護予防デイサービスと通所型介護予防事業は併用できるか。	併用できます。ただし、通所型介護予防事業は短期集中型のサービスであることを踏まえ、適切なケアマネジメントに基づき利用する必要があります。	
通所型サービス	通所型サービスとして例示されている「NPO、民間事業者等によるミニデイサービス」は実施しないのか。	本市では、市民センターや小学校等の地域の身近な場所を会場とした、通いによる介護予防活動を充実させるとともにその活動を推進するための住民ボランティアの育成にも取り組んできたところです。このため、現時点では「NPO、民間事業者等によるミニデイサービス」の実施は予定しておりません。	

分類	質問	回答	備考
事業対象者	事業対象者とはどのような状態像の人を指すのか。	事業対象者は、介護予防を実施しなければ要介護状態になるおそれが高い高齢者であり、要支援認定者に相当する状態にある者のことをいいます。	
基本チェックリスト	基本チェックリストの該当基準はどのようなものか。	介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を用いており、実際に使用する基本チェックリストの裏面に掲示することとしております。	
基本チェックリスト	基本チェックリストに本人が回答できない場合はどのように対応すべきか。	手指の機能低下等により、筆記用具を操作できないような場合には、記入を代行してくださるようお願いいたします。一方、質問事項を理解できないような場合には、基本チェックリストではなく要支援認定の申請について代行してくださるようお願いいたします。	
水戸市外の被保険者	現在、水戸市外の被保険者にもサービスを提供している。引き続き提供できるのか。	水戸市が行う総合事業の指定の効力は、水戸市に居住する水戸市の被保険者及び住所地特例対象者（本市に所在する住所地特例対象施設に入所（入居）する他市町村の被保険者）にのみ及びます。このため、水戸市外の被保険者にサービスを提供する場合には、当該被保険者の保険者（市町村）から指定を受ける必要があります。	
住所地特例対象者	住所地特例対象者に対してサービスを提	住所地特例対象者に対する総合事業は施設所在	

分類	質問	回答	備考
	供するためには、当該被保険者の保険者（市町村）から指定を受けなければならないのか。	市町村が行うものとされていることから、当該住所地特例対象者の保険者（市町村）に指定の申請をする必要はありません。	
自己負担軽減制度について	介護予防ホームヘルプサービス及び介護予防デイサービスは在宅サービスの自己負担の軽減制度の対象となるのか。	詳細について、平成28年度中にお知らせする予定ですので、しばらくお待ちください。	
市の福祉サービス	生きがい活動支援通所事業（要介護認定非該当者を対象に、通所介護事業所において食事・入浴・生活指導等を提供する市の福祉サービス（介護保険外））は継続されるのか。	継続します。	
定款	定款等の文言はいつまでに変更すればよいか。	みなし指定事業所については「平成30年4月1日付で指定を受ける前まで」に、新規事業所については「平成29年4月1日付で指定を受ける前まで」に変更する必要があります。	指定申請時に提出いただく予定です。
定款	定款等に用いる文言を例示してほしい。	次のとおり例示します。 ・介護予防訪問介護 ⇒介護予防訪問介護及び第1号訪問事業 ・介護予防通所介護 ⇒介護予防通所介護及び第1号通所事業	平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が併存するため、これらの文言は削除しないでくださ

分類	質問	回答	備考
		※「第1号訪問事業」「第1号通所事業」はそれぞれ「訪問型サービス」「通所型サービス」を指す介護保険法上の文言です。	い。
定款	定款に「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と記している場合はどのように取り扱えばよいか。	老人福祉法において「老人居宅介護等事業」は「第1号訪問事業」を、「老人デイサービス事業」は「第1号通所事業」を含む概念であるため、「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」と定款にある場合は、当該文言の変更は不要です。	
契約	要支援⇔要介護を行き来する方との契約はどのようにすべきか。	契約書の内容が総合事業と介護給付のいずれにも対応したものであれば、その都度契約する必要はないものと考えます。	
事業所番号	事業所番号は変更になるのか。	総合事業の指定を受けた後も、現在の事業所番号を継続することができます。また、申請者が希望した場合に限り、介護給付に係る事業所番号とは別に総合事業に係る事業所番号が付与されます。	
基本チェックリスト	要支援認定の更新申請は認定期間終了日の60日前から可能だが、更新申請に代えて基本チェックリストを提出する場合、何日前から可能か。	更新申請に準じて取り扱う予定です。	
報酬の算定	月途中で契約し、利用開始した場合の報酬はどのように算定するのか。	介護予防給付においては、サービス提供事業所と月途中で契約しサービスを利用開始しても、月額	

分類	質問	回答	備考
		包括報酬をそのまま算定できましたが、総合事業においては日割りで算定する必要があります。	
報酬の算定	現行の単位はいつまで継続されるのか。	みなし指定事業所が用いる単位（サービスコード）【A 1, A 5】は「国が定める」こととされ、新規事業所が用いる単位（サービスコード）【A 2, A 6】は「国が定めたもの以下で市町村が定める」こととされています。総合事業のみなし指定は平成30年3月31日までであるため、その翌日からは、すべての事業所が新規事業所の扱いになります。平成29年度中は、みなし指定事業所と新規事業所が併存するため「A 1=A 2」「A 5=A 6」といたしますが、平成30年度以降については、今後、検討していくこととしています。	
介護予防ケアマネジメント業務の委託	居宅介護支援費の算定において、「利用者数=居宅介護支援の利用者数+（介護予防支援の利用者数÷2）」とされている。地域包括支援センターの委託を受けて実施する介護予防ケアマネジメントの利用者数も介護予防支援の利用者としてカウントするのか。	カウントしません。ただし、要支援認定者に対するケアマネジメントは、利用するサービスの組み合わせにより「介護予防支援」か「介護予防ケアマネジメント」が決まるため、カウントに留意が必要です。 ※「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」	

分類	質問	回答	備考
		では, 介護予防ケアマネジメント利用者数をカウントする旨の記載はありません。	